

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人小樽高島福社会（以下「法人」という）の定款第 8 条及び第 2 1 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（月額報酬、賞与）
- (2) 非常勤の役員 報酬（役員手当）
- (3) 評議員 報酬（評議員手当）

(報酬等の額の算定額)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表 1 に定める額

(2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。ただし、その業務が概ね4時間に満たない場合には、別表3に定める2分の1の額を支給する。

3 評議員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。ただし、その業務が概ね4時間に満たない場合には、別表4に定める2分の1の額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が取扱金融機関の休日にあたる場合は、その前日を支給日とする)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任・退任等の報酬取扱)

第6条 新たに常勤の理事に就任した場合、または退任・解任等の場合は、月額報酬の日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給するものとする。

(長期欠勤の報酬)

第7条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の報酬は、任期満了の時点で減額することができる。ただし、理事会及び評議員会が認めた場合は、この限りではない。

(費用)

第8条 役員等が法人業務で出張する場合には、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 前項による旅費の種類及び金額は、鉄道賃、船賃、航空賃のほか別表5に掲げる車賃、日当、宿泊料とする。

4 前3項に定める旅費の支給方法については、法人の旅費規程によるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

- 1.** この規程は、平成14年6月1日より施行する。
- 2.** この規程は、平成16年3月20日に一部改正し、平成16年4月1日より施行する。
- 3.** この規程は、平成20年12月20日に全面改正し、平成21年4月1日より施行する。
- 4.** この規程は、平成22年3月20日に一部を改正し、同年4月1日より施行する。
- 5.** この規程は、平成22年10月9日に一部を改正し、同年10月1日に遡り施行する。
- 6.** この規程は、平成24年3月23日に一部を改正し、同年4月1日より施行する。
- 7.** この規程は、平成25年11月28日に全面を改正し、同年4月1日に遡り施行する。
- 8.** この規程は、平成29年6月13日に一部を改正し、同年6月1日に遡り施行する。

9. この規程は、令和元年6月14日に一部を改正し、同年6月1日に遡り施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程別表

「別表 1」

常勤の理事の報酬は従事状況により以下のとおりとする

月額報酬	150,000円以上550,000円以内
------	----------------------

「別表 2」

常勤の理事の賞与

6月の賞与	報酬月額 × 130%
12月の賞与	報酬月額 × 150%

「別表 3」

非常勤役員の報酬

区分	1日	1日4時間未満
役員手当	6,000円	3,000円

「別表 4」

評議員の報酬

区分	1日	1日4時間未満
評議員手当	6,000円	3,000円

「別表 5」

区分	日 当		
	北海道以外	北海道内	近隣市町村
役員等	4,500円	3,000円	1,200円
評議員	4,500円	3,000円	1,200円
	宿 泊 料		
	北海道以外	北海道内	近隣市町村
役員等	16,000円	11,000円	6,500円
評議員	16,000円	11,000円	6,500円
	車賃（1 km あたり）		
役員等	40円		
評議員	40円		

備考

- 1 宿泊料において、研修会等で主催者が指定する宿泊施設を利用し、その額が上記の金額を超える場合については、その額を加算して支給する。その場合は証拠となる証書等を提出しなければならない。
- 2 近隣市町村とは後志管内、札幌市、石狩管内を示すものとするが、日当及び宿泊料の支給範囲として1日（昼食含む）及び1日以上に渡る研修及び業務に関わる者に支給する。
また、理事長が認めた範囲で支給をするものとする。